

令和3年度
事業報告

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

公益財団法人札幌法律援護基金

公益財団法人 札幌法律援護基金

令和3年度

(自: 令和3年4月1日 至: 令和4年3月31日)

事業報告書

I 事業

- 1 概要
- 2 事業実績
- 3 令和3年度の主な事業

II 役員の概要

III 理事会・評議員会

1. 理事会

- (1) 令和3年 6月 3日 通常理事会開催
- (2) 令和3年 6月24日 臨時理事会開催
- (3) 令和4年 3月 3日 通常理事会開催

2. 評議員会

- (1) 令和3年 6月24日 定時評議員会開催
- (2) 令和4年 3月17日 臨時評議員会開催 (報告の省略の方法による)

<別紙> 調査研究事業一覧

I 事業

1 概要

当法人の事業は、経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対し援助を行い、その権利を擁護し、社会正義を実現することを目的としており、その達成のために様々な事業を行っている。

平成25年度より、当法人は公益財団法人札幌法律援護基金として新たなスタートを切り、北海道から「税額控除」適用法人としての証明も受けている。

令和3年度は、経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に関する調査研究事業へ50万円の援助を行ったほか、法律相談事業へ助成した。

2 事業実績

令和3年度の事業分野別、事業種類別の援護および実施件数、援護および実施金額は以下のとおり。

(1) 法律扶助事業

定款第4条第1項1号、2号に掲げる事業

	援護件数	援護金額
民事事件に対する援護	0件	0円
公益訴訟事件に対する援護	0件	0円
		0円

(2) 法律相談の事業等

定款第4条第1項3号に掲げる事業

	援護件数	援護金額
札幌弁護士会が実施している法律相談事業等の運営について援護	2件	350万円
		350万円

(3) 調査研究の事業

定款第4条第1項4号に掲げる事業

	援護件数	援護金額
調査研究の援護	1件	50万円
		50万円

3 令和3年度の主な事業

令和3年度における援護内容、援護先および援護金額は以下のとおり。

第1. 法律扶助事業

定款第4条第1項1号、2号に掲げる事業は次のとおり行った。

1. 民事事件に対する援護

本年度、民事事件の援護はなかった。(費用 0円)

2. 公益訴訟事件に対する援護

本年度、公益訴訟事件に対する援護はなかった。(費用 0円)

第2. 法律相談の事業等

定款第4条第1項3号に掲げる事業は次のとおり行った。

1. 札幌弁護士会高齢者・障害者支援センターが運営する法律相談事業等へ援護した。

【令和3年度の相談件数】 来館…259件 出張…157件

(費用 1,000,000円)

2. 札幌弁護士会法律相談センターが運営する無料電話法律相談事業へ援護した。

【令和3年度の相談件数】

ハロー弁護士相談…9,662件

女性のための女性弁護士による無料電話法律相談(ほっとらいん・ぶ〜け)…1,486件

(費用 2,500,000円)

第3. 調査研究等の事業

定款第4条第1項4号に掲げる事業は1件の援護申請があり、援護決定を行った。

援護先、内容、金額は別紙「調査研究事業一覧」のとおり。

(費用 500,000円)

第4. 事業事務委託

当基金の協力団体である札幌弁護士会へ事業執行について委託し、その費用を支払った。

(費用 150,000円)

以上合計 4,150,000円

II 役員の概要

当基金の令和3年度の役員は以下のとおり。

理事長	高崎 暢	弁 護 士
常務理事	渡邊 宙	弁 護 士
常務理事	野口幹夫	弁 護 士
常務理事	竹間 寛	弁 護 士
理 事	池田清治	北海道大学大学院法学研究科教授
理 事	佐藤克廣	北海学園大学大学院法学研究科教授
理 事	田處博之	札幌学院大学法学部教授
理 事	前原宏一	札幌大学地域共創学群教授
評 議 員	寺澤 純	北海道新聞社専務取締役
評 議 員	中川淳二	北海道社会福祉協議会常務理事
評 議 員	菱谷雅之	札幌市社会福祉協議会常務理事
評 議 員	名倉一誠	弁 護 士
評 議 員	朝倉 靖	弁 護 士
評 議 員	市川隆之	弁 護 士
評 議 員	山口千日	弁 護 士
監 事	丸尾正美	弁 護 士
監 事	開本英幸	弁 護 士

III. 理事会・評議員会

1. 理事会

○令和3年 6月 3日開催 通常理事会

議案第1号 職務執行報告の件

議案第2号 令和2年度事業報告承認の件

議案第3号 令和2年度収支決算承認の件

令和2年度監事より監査報告

議案第4号 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の件

議案第5号 その他

- 令和3年 6月 24日開催 臨時理事会
 - 議案第1号 理事長及び常務理事選定の件
 - 議案第2号 審査員選任の件
 - 議案第3号 その他
- 令和4年 3月 3日開催 通常理事会
 - 議案第1号 職務執行報告の件
 - 議案第2号 令和3年度事業及び収支中間報告の件
 - 議案第3号 令和4年度事業計画案承認の件
 - 議案第4号 令和4年度収支予算案承認の件
 - 議案第5号 報告の省略による臨時評議員会の招集並びに目的である事項等の件
 - 議案第6号 その他

2. 評議員会

- 令和3年6月24日開催 定時評議員会
 - 議案第1号 令和2年度事業報告の件
 - 議案第2号 令和2年度収支決算承認の件
 - 議案第3号 理事・監事・評議員選任の件
 - 議案第4号 その他
- 令和4年3月17日開催 臨時評議員会（報告の省略の方法による）
 - 議案第1号 令和3年度事業及び収支中間報告の件（報告）
 - 議案第2号 令和4年度事業計画の件（報告）
 - 議案第3号 令和4年度収支予算の件（報告）
 - 議案第4号 その他

〈別紙〉

公益財団法人 札幌法律援護基金
調査研究事業一覧

事件名	内容	援護金額
「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件に関する調査研究	北海道内に在住する同性愛の性的指向を有する控訴人らが、現行の民法及び戸籍法の規定（以下「本件規定」という。）上、異性間の婚姻のみが認められ、同性間の婚姻が認められていないことは、憲法24条及び13条により国民に保証される婚姻の自由の侵害であり、憲法14条に違反する差別的な取扱いでもあるところ、このような違憲の本件規定の改廃を国会が怠っていることは国家賠償法1条1項の適用上違法であるとして、国に対し、控訴人らが被った精神的損害（慰謝料）の賠償を求める訴訟である。	500,000円

令和 3 年度
事業報告の附属明細書

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

公益財団法人札幌法律援護基金

事業報告の内容を補足する重要な事項はない。